介護老人福祉施設 友幸苑（ショートステイ） 利用料金表

事業所番号 2970800427

１.【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】　令和８年８月～　（１単位＝１０.１７円）

（予防給付）	要支援１			要支援２	
短期入所生活介護費	５２９単位／日			６５６単位／日	
連続 31 日以上利用した場合	５０３単位／日			６２３単位／日	
（介護給付）	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
短期入所生活介護費	７０４単位／日	７７２単位／日	８４７単位／日	９１８単位／日	９８７単位／日
連続 61 日以上利用した場合	６７０単位／日	７４０単位／日	８１５単位／日	８８６単位／日	９５５単位／日
生産性向上推進体制加算Ⅱ	１０単位/月				
緊急短期入所受入れ加算	９０単位（７日(やむを得ない場合は１４日)を限度）				
長期利用者提供減算	－３０単位／日				
若年性認知症受入加算	１２０単位／日（必要に応じて）				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	６単位／日				
送迎加算	１８４ 単位／回			※御所市・五條市(大塔町を除く)・高取町の市尾、丹生谷・大淀町の福神、薬水、今木、佐名伝、下渕 下市町の下市・善城・新住・阿知賀以外への送迎は、別途費用が必要な場合があります。	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ)ロ	所定単位数の 172／1,000 相当する単位数			所定単位数は（介護予防）短期入所生活介護費に各種加算を加えた総数とする。	

※介護保険負担割合証の内容に応じて、異なります。

２.【食費　滞在費】

	滞在費	食　費	介護保険負担限度額認定証の交付が必要です。
基準額	２,０６６ 円／日	朝食　昼食　夕食 320 円 740 円 740 円	
第１段階	８８０ 円／日	３００ 円／日	生活保護受給者の方等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方
第２段階	８８０ 円／日	６００ 円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が８２.６５以下の方
第３段階①	１,３７０ 円／日	１,０３０ 円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が８２.６５万円以上１２０万円以下の方
第３段階②	１,４７０ 円／日	１,３６０円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が１２０万円以上の方

※介護保険負担限度額認定証の内容に応じて、金額が異なります。

３.【その他の費用】

おやつ代	１００ 円／日
教養娯楽費	実費（グループ並びに個別に提供するクラブ活動および行事の費用）
嗜好品・個人の日用品費	実費（口腔ケア用品・入れ歯安定剤・嗜好飲料等）
理美容費	実費 （カットの場合は１，５００円）
クリーニング費	実費（家庭用洗濯機で洗濯できない衣類等に限り、必要となった場合）
電気使用料金	１コンセント毎５０円／日として計算（持ち込まれた電化製品に限る）
複写費	１枚（片面）あたり１０円（各種保険証、サービス提供の記録）
通信費	実費（郵便・通信に要した費用）

※利用料金は、下記（１．２．３.）の合計額となります。

1.｛(【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】＋ 必要に応じた算定加算分）× １．１７２(介護職員処遇改善加算)の利用日数分

2.【食費 滞在費】段階別の費用 それぞれの利用日数分

3.【その他の費用】の利用日数分 及び、その他必要分

※介護保険制度（介護報酬改正）や当事業所の都合により変更となる場合がございますので、あらかじめ ご了承下さいます様にお願い致します。

社会福祉法人 三寿福祉会